

青色申告者は日々の取引を所定の帳簿に記帳する義務があります。正しい記帳で正しい申告をしましょう。



令和5年度 納税表彰式

菊薫る11月17日(金)保土ヶ谷税務署主催、各関係民間団体協賛による納税表彰式が挙行政され、永年のご功績・ご活躍により当会からも次の方々が受章されました。おめでとうございます。

一般社団法人
保土ヶ谷青色申告会
〒240-0044
保土ヶ谷区仏向町154-2
ゴトービル2F
TEL 045-442-7201
FAX 045-442-7251
発行人 平井 武男
編集 広報委員会



東京国税局長 表彰

副会長 小川 潔 (旭区)

保土ヶ谷税務署長 表彰

副会長 福永 明彦 (旭区)

理事・財務副委員長 小塚 恵子 (保土ヶ谷区)

保土ヶ谷税務署長 感謝状

支部長・税制指導委員 漆原 仁 (旭区)

支部長・事業厚生委員 木村 一明 (旭区)

地区長・財務委員 河西 拓也 (旭区)



～ 秋の受章 ～

下記の通り表彰されました。おめでとうございます。

神奈川県税事務所長表彰 理事 小川 悦雄 (旭区)

瀬谷区長表彰 理事 武重 志保子 (瀬谷区)



令和6年の営業開始は1月4日(木)から。確定申告書の提出も受付します。



会長
平井 武男

新年明けましておめでとうございます。令和六年の年頭に当たり、会員の皆様にご挨拶を申し上げます。

昨年は、様々な会合、国内外の旅行の解禁もあり、当会の各種行事を行うことが出来ました。携わって頂きました役員、会員の皆様に会活動に対して多大なご協力を頂きました事につき厚くお礼申し上げます。申告期における、保土ヶ谷税務署、東京地方税理士会保土ヶ谷支部の皆様には多大なご指導、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。会利用に対し予約制を致しておりますが少しづつ定着しつつあり、混乱なく日常業務も行われているかと思えます。

税を考える週間の中の、区民まつりにおける広報活動は、旭区は模擬店イベント開催見送り、瀬谷区は大雨のため輪投げは中止し、保土ヶ谷区のみ実行いたしました。

納税表彰式に先立ち行われた講演会には保土ヶ谷税務署高田署長に講演をして頂きました。ありがとうございます。

秋の納税表彰に於いて、当会は小川副会長が国税局長の表彰を受けました。保土ヶ谷税務署長の表彰は表彰状二名、感謝状三名、横浜県税務所長表彰一名及び瀬谷区長表彰一名と多くの表彰を頂きました。これも偏に会活動に対し功績が評価されたものと敬意を表する次第です。振り返ってみますと現在の地に移り、昨年十年経過、建物の賃借の更新を致しました。

神奈川県下、十八の青色申告会がありますが、どの会も会員数を減らし運営そのものが大変厳しいものとなっております。入会者も減少し、このままの推移では存続そのものが危ぶまれますが、昨年よりインボイス制度が実施されました。指導機関でもある当会の役目は、まだまだ終りません。しっかりと対処していく所存です。会員の皆様のご協力をお願いする次第です。

結びに当たり、皆様のご健勝並びに、ご事業のご繁栄をご祈念申し上げ新年の挨拶と致します。



保土ヶ谷税務署長
高田 哲好

新年明けましておめでとうございます。

令和六年の年頭に当たり、一般社団法人保土ヶ谷青色申告会の皆様方に、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年の五月に新型コロナウイルスの取扱いが五類に変更され、制約を受けていた貴会の活動も徐々に再開し、誠に喜ばしい限りでございます。

私も税を考える週間講演会では講演を行い、微力ながら貴会の活動に関わられたことを大変嬉しく思っております。

今後とも貴会の活動がますます活性化されていくことを心よりお祈りいたします。

さて、まもなく令和五年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。

本年も横浜中税務署と合同で日石横浜ホールに申告書作成会場を開設しますので、青色コーナーの円滑な運営、青色申告の一層の普及、記帳水準の向上に、貴会の皆様方の御支援と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

本年はインボイス制度の開始に伴い、初めて消費税の申告を行う方もいらっしゃるかと思いますので、貴会におかれましては、引き続き制度の周知等にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、インボイス発行事業者の登録をされた方におかれましては、所得税だけでなく消費税についても期限内の申告・納付をお願いいたします。

結びに当たり、貴会にとりまして、新しい年が輝かしい飛躍の年になりますよう、また、会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念申し上げます、新年の挨拶とさせていただきます。

フルリターンA ご利用の方へ

2023年分の入力が終わっていても必ずバージョンアップを行ってください。データは自動的にフルリターンA2024へ移行します。バージョンアップ後、続けて入力ができますのでお早目をお願いします。

インターネットからダウンロードの方 1月上旬にお知らせが表示され、ソフトを起動すると自動で更新されます。

インターネット未接続の方(CDでバージョンアップ) CDが1月下旬に送付されるのでインストールしてください。

確定申告などの指導は全て予約制です

①パソコンやスマホからオンライン予約

- ・ホームページから
- ・予約用QRコードから→→→

※前日の午後3時まで。事業主名で予約してください。



②電話予約 045-442-7201

確定申告日程表

【所得税】 期限:3月15日(金)迄	予約開始日
1月 4日(木) ~ 2月29日(木)	現在予約受付中
2月18日(日)・2月25日(日)	
3月 1日(金) ~ 3月15日(金)	2月 1日(木) 9時~
【消費税】 期限:4月1日(月)迄	予約開始日
3月18日(月) ~ 4月 1日(月)	現在予約受付中

- ・1月23日(火)以降は確定申告期間となりますので年末調整の指導は出来ません。
- ・1度で申告が終了するように4ページに記載されている持ち物を確認の上、ご持参ください。
- ・1月4日(木)から申告書の提出が出来ませんので、1月、2月中の早い時期のご予約、ご来所をお願い致します。
※土・日・祝日は除く
- ・e-Tax代理送信の受付は3月5日(火)まで。
- ・3月15日(金)までは、消費税申告のみの予約はできません。3月18日(月)以降にお願いします。

予約日時

予約日時を記入してご利用ください

令和6年 月 日() 午前・午後 時

開始10分前までにお越しください

予約に関する事項

- ・会員1名につき1日1回50分の完全予約になります。複数回の予約は出来ません。
- ・会員が複数名の場合、会員ごとに予約をお願いします。なお、職員の指名は出来ません。
- ・50分で指導が終了しなくても時間延長はありません。指導終了後に次回の予約をすることが出来ますが、3月に入ると予約が集中し、予約が取れない場合があります。
- ・予約のない方の指導は出来ません。必ず事前予約をお願いします。
- ・ネットの予約受付は、前日の午後3時まで。ネット予約受付終了後の予約の変更、キャンセルは電話のみ受け付けます。
- ・予約枠に空きがある場合当日予約を受け付けます。
- ・予約状況により、希望の日時に予約が取れないこともあります。

確認事項

- ・事務所は午前8時45分頃(準備出来次第)開場します。開場前は入室できません。
- ・予約時間の15分前から入室できます。入室時に受付で会員証をご提示ください。
- ・予約時間に来所されず、連絡もない時は、予約を無効とする場合があります。
- ・遅刻や忘れ物にご注意ください！遅刻により予約時間に遅れた場合や忘れ物があっても指導時間の延長は出来ません。遅れた分だけ指導時間が短くなります。
- ・感染症による欠勤や自然災害、交通機関の乱れ等のやむを得ない事情により、予約時間通りに指導出来ない場合もあります。
- ・土地・建物の譲渡(分離譲渡所得)については事前に税務署でご相談ください。

来所の際は必ず会員証を受付にご提示ください。指導済の方は「確定申告チケット」の入ったファイルもご提出下さい。

書類が揃っていないと申告が完了しません。持ち物確認にチェックを入れ忘れ物の無いように!!

持ち物! 令和5年分のものであることを確認してください		
全 員 持 参	<input type="checkbox"/> R3・R4年分申告書・決算書(控)	消費税がある方は消費税の申告書(控)、白色申告の方は収支内訳書(控)
	<input type="checkbox"/> R5年申告書・決算書用紙	用紙がない方は申告会にもあります
	<input type="checkbox"/> 会員証	必ず会員証をご持参の上、受付でご提示ください
	<input type="checkbox"/> 確定申告のお知らせ葉書 又は納付書同封お知らせ通知書	届かない方は所得税の予定納税、消費税の中間申告の税額が分かるものを持参
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードの両面コピー	マイナンバーカードがない方は通知カードと運転免許証、健康保険の被保険者証などのコピー ※配偶者や扶養親族(16歳未満も含む)、専従者もマイナンバーの記載が必要ですがコピーは不要です
決 算 関 係	<input type="checkbox"/> 通帳・売掛やカードの利用請求書 等	帳簿残高と通帳や売掛金・未払金の請求書等の金額が合っているか要確認!
	<input type="checkbox"/> 集計表又は試算表	月間、年間合計は必ず記入して下さい
	<input type="checkbox"/> 帳簿類	ブルーリターンの方は12月末まで入力済みのデータ ブルーリターン以外の会計ソフトの方はパソコン又は印刷した元帳 (事務局のパソコンとWi-Fiなどのネット環境はご利用できません)
	<input type="checkbox"/> 国税関係帳簿・書類の電磁的記録等 による保存等の承認申請書(控)又は 国税関係帳簿の電磁的記録等による 保存等に係る過少申告加算税の特例 の適用を受ける旨の届出書(優良)(控)	会計ソフト利用者で青色申告特別控除65万円対象者のみ (e-Taxを除く)
	<input type="checkbox"/> 確定申告事項指導チェック票	青色申告会の指導会で渡されたもの
収 入 関 係	<input type="checkbox"/> 源泉徴収票(公的年金など含む) 支払調書	1月末頃、給与・報酬支払い元の会社、公的年金は日本年金機構等より、 個人年金は生命保険会社等より送付されます
	<input type="checkbox"/> 特定口座年間取引報告書、 配当等の支払通知書	特定口座にされていない方は取引の内訳が分かるもの 住民税を含めて申告するかしないかご自身で決定し、必要な書類をご用意ください 申告するのであれば配当金額、源泉徴収税額、住民税額を集計し、合計金額を計算 してきてください
	<input type="checkbox"/> 満期保険金のお知らせ	満期保険金の収入金額、必要経費が分かるもの
控 除 関 係	<input type="checkbox"/> 控除証明書(10月頃、支払先から送付)	生命保険料・個人年金保険料・地震保険料(長期損害保険料) ・小規模企業共済・国民年金・国民年金基金 等
	<input type="checkbox"/> 年間納付額のお知らせ又は領収書 等	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・労働保険 等 ※分からない場合は区役所等へお問い合わせ下さい
	<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書	医療費等の領収証は提出不要 (5年間自宅保存)
	<input type="checkbox"/> 寄附金受領証明書	ふるさと納税・ユニセフ・赤十字 等 寄付金控除にするか、 税額控除にするかご自身で決定し、必要な書類をご用意ください
	<input type="checkbox"/> 住宅取得資金に係る借入金の 年末残高証明書(10月頃、金融機関から送付)	初年度の方は家屋及び土地の登記簿(原本)、 売買契約書又は請負工事契約書のコピーも必要です
	<input type="checkbox"/> 扶養親族の源泉徴収票	源泉徴収票がない場合は扶養親族の所得確認ができる書類
	<input type="checkbox"/> その他	控除に必要な領収書・受領書・証明書・明細書

申告期、電話によるお問合わせは午後5時から6時の間にお願いします。受付時間内は来所の方が優先です。
路上駐車禁止。ビル前や脇も駐車禁止。自転車やバイクを停める場所はありません。
近隣のコインパーキングをご利用ください。

ブルーリターンAと会計ソフトの指導については入力の確認は1月までにお願いします。
2月以降はお受けできません。通常の方法や記帳指導は4月以降になります。

ブルーリターンAのシステムトラブルの連絡先:(株)ゼンアオイロ TEL03-3294-2306 (平日のみ営業・時間9時~12時・13時~17時)

会員1名につき確定申告書の提出も1名分です。

会員以外のご家族・知人等の指導及び申告書の提出をご希望の場合は入会手続きをお願いします。

※会計ソフトBRAの決算書・申告書を申告会で印刷する場合は、
印刷代 決算書・申告書 各300円がかかります。その他コピー1枚50円です。

インボイス制度についての相談は、4月以降のご案内となります。

チェック インボイス制度 消費税確定申告が必要なのは?

下記に該当する方は令和5年分の消費税の確定申告と納税が必要です。
所得税の確定申告とは別に消費税の確定申告書の提出と納税をします。

令和5年分 消費税確定申告期限 4月1日(月)

**令和3年の課税売上高が1000万円以下で、
かつ、インボイス発行事業者の登録をした事業者は
消費税確定申告が必要です。**

課税期間 令和5年10月1日(登録日)～令和5年12月31日

※登録日が10月2日以降の場合は、登録日～令和5年12月31日

- ◇10月1日からインボイスに対応した消費税申告のための記帳をする
- ◇インボイス(請求書等)の発行をする
- ◇2つある計算方法(簡易課税・一般課税)でそれぞれの納税額の試算をする
- ※令和4年12月末までに簡易課税制度選択届出書を提出されていない場合は一般課税で計算します。

◆免税事業者からインボイス発行事業者となった方の注意事項◆

2割特例

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上に係る消費税額の2割とすることができる特例です。
令和5年分(登録日～12月末)から令和8年分の申告まで適用可能です。
※2年前の課税売上高が1000万円を超えた場合は適用できません。

棚卸について

一般課税で消費税申告をする事業者の方で棚卸資産がある場合には、課税期間の開始日の前日(9月末など)と期末(12月末)に棚卸が必要です。

**令和3年分の課税売上高が1000万円超の事業者
又は、消費税課税事業者選択をしている事業者は
インボイス発行事業者の登録の有無にかかわらず
消費税確定申告が必要です。**

課税期間 令和5年1月1日(登録日)～令和5年12月31日

◇インボイスに対応した消費税申告の記帳をする

- 一般課税 9月30日までは、従来の税区分を記載します。
10月1日以降は税区分に加えてインボイスの発行の有無を記載します。
- 簡易課税 10月1日以降も変更ありません。税率と事業区分を記載します。
- ※令和4年12月末までに簡易課税制度選択届出書を提出されていない場合は一般課税で計算します。

インボイス開始後の記帳について

インボイス登録の有無にかかわらず、消費税申告義務のあるの方はインボイスに対応した記帳が必要です。

一般課税

従来の税区分(課税10% 軽減8% 非課税 不課税)に加えて、課税10%・軽減8%については、1万円以上の取引のインボイスあり・なしの区別を帳簿に記載します。

簡易課税

税率(10%・軽減8%)と事業区分(第1種～第6種)を帳簿に記載します。

会費は毎年6月3日に1年分(4月～翌年3月)口座振替となります。

正会員(事業・不動産所得):年額20,000円 準会員(年金・給与の方):年額3,000円

○会費の納入方法は預金口座振替が原則です。引落口座を変更したい方等は3月31日までに申告会へご連絡をお願いします。

○退会をされる方は3月31日までに退会届をご提出ください。(税務署への廃業届の提出とは別です。)

退会届のご提出が遅れると令和6年度分の会費が引落となります!お引落の会費はご返金できません。

電子取引のデータ保存はご存じですか?

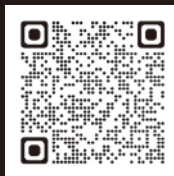
令和6年1月1日からルールが変わります!

事業者が取引先との間で、請求書・領収書・契約書・見積書などに関する書類を書面(紙)ではなく、インターネットにつながるスマートフォンやタブレット、パソコンなどを使って、電子データを送付・受領した場合は、その電子データ(電子取引データ)を一定の要件を満たした形で保存しなければなりません。

※“事務処理規程”を作成することによって改ざん防止のための措置をとったことになります。

「改ざん防止のための事務処理規程」を作成し印刷するのが1番コストをかけず取り組みやすい方法です

詳細は国税庁のホームページへ →



※下記事務処理規程は、このまま氏名、日付を記入して利用できます。

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

事業主名:

この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を適正に履行するために必要な事項を定め、これに基づき保存することとする。

(訂正削除の原則禁止)

保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

業務処理上やむを得ない理由(正当な理由がある場合に限る。)によって保存する取引関係情報を訂正又は削除する場合は、「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、当該取引関係情報の保存期間に合わせて保存することをもって当該取引情報の訂正及び削除を行う。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

申告期限、納期限を守りましょう!!

保土ヶ谷税務署からのお知らせ

○ 令和5年分の確定申告書の申告期限、納期限等は次のとおりです。

税目	申告期限 及び 納期限	振替納税の振替日
所得税及び復興特別所得税	3月15日(金)	4月23日(火)
贈与税	3月15日(金)	
消費税及び地方消費税	4月1日(月)	4月30日(火)

納税にはキャッシュレス納付が安全・便利!

○ 消費税及び地方消費税の確定申告を忘れずに!

次のいずれかに該当する個人事業者は令和5年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要です。

- ① 令和3年分の課税売上高が1,000万円を超える方。
- ② 特定期間（令和4年1月1日から同年6月30日までの期間）の課税売上高が1,000万円を超える方は、令和5年分の消費税の課税事業者に該当します。なお、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定することもできます。
- ③ 消費税の課税事業者となることを選択した方（消費税課税事業者選択届出書を提出した方）。
 （注）令和元年10月1日以降、軽減税率対象品目の課税売上や課税仕入のある課税事業者の場合、税率（8%・10%）ごとに区分して消費税の税額計算が必要になります。
 （注）事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。
- ④ 令和5年中にインボイスの登録事業者となった方。

○ マイナンバーカードを取得して自宅等からe-Tax!

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

確定申告以外にも、公的な身分証明書や健康保険証としても使えます。

マイナンバーカードの取得方法は？

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。



スマホによる申請はこちらから!



マイナンバーカード 取得方法

【問合せ先】保土ヶ谷税務署 ☎045(331)-1281(代表) 保土ヶ谷区帷子町2-64

青色申告会のホームページ・LINE公式アカウント あります!

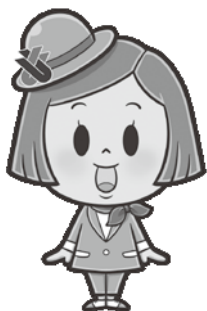
○ホームページでは、指導会開催や税制改正等、優待サービスなどの情報を掲載しています!!

LINEでは会報や指導会などの情報が届きます

是非、登録をお願いします。

また、紙での会報が不要な7

事務局へご連絡ください。



青色申告会
ホームページ



LINEID:
@308ulhwl



会員増強にご協力をお願いします！開業された方やご入会されていない個人事業主の方をご紹介ください。粗品進呈！

秋のイベントに参加！ 令和5年10月

15日(日) 瀬谷フェスティバル

28日(土) ほどがや区民まつり

今年は各区のイベントに参加し、輪投げゲームや会のPR活動を行いました。大勢の方に輪投げゲームに参加していただき楽しい一日になりました。

なお、輪投げゲームの収益金40,300円は各区の社会福祉協議会へ寄付いたしました。



お知らせください！

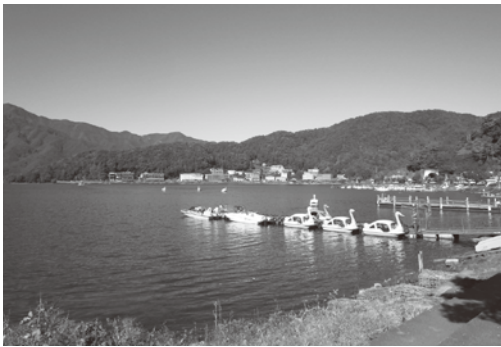
指導受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時
業務終了 午後5時 ※土・日・祝日は休み

転居や廃業をされた方、変更のある方は事務局までご連絡ください。税務署への届出も事務局でお手続きができます。

女性部・青年部合同行事中華街・横浜港クルーズ

9月26日(火) 碓井美佐子

中華街大飯店で満腹になったあとは、マリーナレージュでの横浜港クルーズだ。お天気よし。ピア赤レンガ桟橋から船出する。海側から見たみなとみらいは、高く白色系建物群の中で、赤レンガ倉庫の渋い赤色がアクセントになり印象に残る光景でした。ベイブリッジなどの橋桁を興味深く観賞したり隣席の男性と会話をしたりして楽しむ。工場夜景にも思いを馳せ、白い雲と群青色の波を眺めながらのクルーズは快適でした。



事業厚生委員会主催 富士山五合目散策と山梨ぶどう狩り

10月17日(火) 伊藤 留美

朝からお天気に恵まれ富士山五合目に向かう途中、富士山が大きく良く見えました。富士山五合目散策は空気が冷たく、深呼吸をしてリフレッシュ出来ました。昼食場所の窓からは河口湖がきれいな水色と澄んだ空で気持ちの良い時を過ごすことが出来ました。お土産も楽しく選ぶことが出来ましたが、富士山五合目のお土産屋で買った同じものを発見!!値段が¥200程安く売っていたのは驚きました(笑)バスの中ではインボイスの話も聞き、良い思い出です。

令和6年度 給与支払報告書の提出について

横浜市からのお知らせ

給与支払報告書の作成・提出の際は、次の点にご留意ください。

- 給与支払報告書は、**令和6年1月31日**までに提出してください(早期提出にご協力をお願いします)。
※青色申告会では令和6年1月22日までの対応です。
- 給与支払報告書の**カナ氏名、住所、生年月日**は必ず記載してください。
- なるべく**電子申告(eLTAX)**にて給与支払報告書を提出してください。**eLTAXにて提出される場合**、提出先市区町村コードは、各区のコードではなく、**横浜市のコード「141003」**を使用してください。
- 横浜市では総括表の「納入書の送付」欄の記載内容にかかわらず、これまでのご納入の方法に合わせて納付書の送付を決定しています。

eLTAXで給与支払報告書を提出した場合、特別徴収税額決定(変更)通知書を電子データで受け取ることができます。上記に記載した以外の注意点も含め、詳細は、国税庁が作成している「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」及び横浜市特別徴収センターのウェブサイトにある「給与支払報告書等の提出の手引き」をご確認ください。

国税庁 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引

検索

横浜市 給与支払報告書

検索

【提出先・問い合わせ先】

横浜市特別徴収センター(財政局法人課税課)
〒231-8314
横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 5階
電話 045(671)4471
受付時間:8時45分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

横浜市 特別徴収

検索

窓口に向わずに、市税の納付ができます！

・スマホ決済・クレジット納付・ページー納付・口座振替
※税目や納付書の種類によってご利用いただける納付方法が異なります。お手元に納付書をご用意のうえ、利用可能な納付手段をご確認ください。



横浜市税 納付方法

検索